

事業系廃棄物の区分

【特定の業種に限定して産業廃棄物となるもの】※業種によって産業廃棄物・一般事業系廃棄物の分類がかわるもの

ごみ区分	ごみの種類または内容(例)	主な排出業種	事業系一廃	産廃
紙くず	包装材、ダンボール、壁紙等	建設業		●
	紙、紙加工品、書籍、冊子等	新聞業、製本業等		●
	雑誌、新聞紙、事務用印刷紙、カタログ、梱包紙、ダンボール等	会社事務所、スーパー、飲食店等	●	
木くず	型枠、足場材、工事の残材、伐採材、木造解体材等	建設業		●
	残材、チップ、おがくず等	製材業、木製品製造業等		●
	木製机、テーブル、いす、板きれ、看板等	会社事務所、飲食店、看板店等	●	
		物品賃貸業に係る廃木製品		●
	木製電柱、木製電線ドラム等	電気工事業		●
	測量杭・ポール	測量業	●	
	街路樹せん定木、庭木せん定木	造園業、園芸サービス業	●	
	間伐材	林業	●	
繊維くず	廃ウエス、縄、ロープ類、畳等の天然繊維	建設業		●
	繊維くず	繊維製品製造業	●	
動植物性残渣	布製の衣類、布団、座布団等	衣料品店、寝具店、スーパー等	●	
	魚・獣の骨、内臓のあら、野菜くず、酒かす、麺くず、パンくず等	食料品製造業、パン・菓子製造業等		●
		飲食店、スーパー、小売店等	●	
動植物性不要固形物	賞味期限切れ製品くず	同上	●	
	家畜の解体等により生ずる骨等の残渣	と畜場、食鳥処理場		●
動物の糞尿	食肉の骨等の残渣	精肉店、飲食店、旅館・ホテル等	●	
	牛、馬、豚、鶏等の糞尿	肉用牛生産業、養豚・養鶏業、酪農業等		●
動物の死体	牛、馬、豚、鶏等の死体	肉用牛生産業、養豚・養鶏業、酪農業等		●

【業種の限定なしに産業廃棄物となるもの】※全ての業種(規模の大小に関わらず)で産業廃棄物となるもの(ごみの種類により、一部を除く)

ごみ区分	ごみの種類または内容(例)	主な排出業種	事業系一廃	産廃
燃えがら	木炭、重油、石炭がらなどの焼却灰、炉清掃排出物等	全事業所		●
	産業廃棄物の木くずやかんなくず等を焼却した際の燃えがら、灰	建設業、製材業、木製品製造業等		●
	紙くずを焼却した際の燃えがら、灰	全事業所	●	
汚泥	工場排水処理、製造工程で生じる泥状物、道路側溝等の泥状物	全事業所(工場、飲食店、旅館、自治体等)		●
廃油	エンジンオイル等の鉱物性油、てんぷら油等の動植物性油、溶剤等	全事業所(ガソリンスタンド、飲食店、塗装業等)		●
廃酸	酸性の廃液を含むもので、写真現像液、アルコール発酵廃液等	全事業所(写真現像所、食品製造業等)		●
廃アルカリ	アルカリ性の廃液を含むもので、写真現像液、自動車用不凍液等	全事業所		●
廃プラスチック	ビニール袋、発泡トレー、発泡包装材、合成樹脂くず、合成ゴムくず、タイヤ等	全事業所		●
	お客さんが飲食して生じたプラ製容器(ペットボトルを含む) 従業員が購入し会社等で飲食した弁当がら等のプラ製容器(ペットボトルを含む)	飲食店、旅館・ホテル等 会社事務所等	●	●
ゴムくず	天然ゴム製手袋、天然ゴム製器具等	全事業所		●
金属くず	鉄、ブリキ、とたん、銅線、アルミサッシ、ボルト、金属缶、金属なべ等	全事業所		●
	従業員が購入し会社等で飲食したもの(飲料缶、缶詰缶、菓子缶)	会社事務所等	●	
ガラスくず	ガラス、陶磁器、ガラス繊維、モルタル、タイル、瓦、石膏ボード等	全事業所		●
	従業員が購入し会社等で飲食したもの(飲料ビン等)	会社事務所等	●	
鉱さい	高炉、転炉等の残さい、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす等	製鉄業等		●
がれき類	工作物の除去に伴い生じる、コンクリートの破片・レンガの破片等	全事業所		●
ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設等で発生し、集じん施設で集められたもの	ばい煙発生施設		●

【不可分一体の産業廃棄物】※廃製品の性質上、素材を分別できないもの

ごみ区分	ごみの種類または内容(例)	主な排出業種	事業系一廃	産廃
廃電気機械器具	テレビ、エアコン、冷凍冷蔵庫、洗濯機等	全事業所		●
	パソコン	全事業所		●
	電話機	全事業所		●
	電子レンジ	全事業所		●
	蛍光灯	全事業所		●
廃電池類	バッテリー	全事業所		●
	乾電池	全事業所		●

事業系一廃＝事業系一般廃棄物

産廃＝産業廃棄物